

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 3年 4月 1日

届出は工事着手の  
30日前まで

(宛先) 古河市長

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社  
代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 建築物を新築しようとする土地、または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：古河市 ●●町 ▲丁目 ×××
	地目：宅地 面積：3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物、または改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築、または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 令和 3年 5月 1日 行為の完了予定年月日： 令和 3年 9月 30日

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
  - ・住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕